

平成29年11月14日 開会

平成29年11月14日 閉会

平成29年11月（第2回）

宇部・山陽小野田消防組合議会定例会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	3
議席の指定	3
副議長の選挙	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
一般質問	4
議案第11号について	11
議案第12号について	15
閉 会	16
署 名	17

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 一般質問（順位第1番から第2番まで）
 - 第1番 鴻池博之議員
 - 第2番 早野 敦議員
- 第6 議案第11号について（上程・提案理由の説明、監査委員の決算審査意見の報告、質疑・討論・表決）
 - 議案第11号 平成28年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第7 議案第12号について（上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決）
 - 議案第12号 平成29年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第2回）

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	伊場	勇君	2番	氏原	秀城君
3番	鴻池	博之君	4番	志賀	光法君
5番	杉本	保喜君	6番	早野	敦君
7番	真鍋	恭子君	8番	山田	伸幸君
9番	射場	博義君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	久保田	后子君	副管理者	藤田	剛二君
監査委員	今川	利夫君	会計管理者	濱野	雅臣君
消防局消防長	山本	晃君	消防局次長	濱本	弘美君
消防局次長	西原	敏郎君	消防局総務課長	内田	貢君
消防局警防課長	末永	和義君	消防局予防課長	橋本	俊昭君
消防局情報指令課長	竹内	伸君			

事務局職員出席者

消防局総務課長補佐 弓立 宏二君 消防局総務課主任 今田 将嗣君

—————午前10時00分開会—————

○射場議長 おはようございます。これより、平成29年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を開会いたします。

○射場議長 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○射場議長 この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○弓立書記長 報告いたします。本日の出席議員数は9名でございます。

次に、議員の選出について申し上げます。10月9日付けをもちまして、山陽小野田市議会選出議員が、任期満了したことに伴い、11月2日付けをもちまして、同市議会から、組合格約第5条及び第6条の規定により、伊場勇議員、杉本保喜議員、山田伸幸議員の選出届けの提出がありました。

次に、本定例会の付議事件について申し上げます。本日付をもちまして、管理者から平成28年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件外1件の議案の提出がありました。

次に、一般質問の通告は、鴻池博之議員、早野敦議員から通告書の提出がありました。以上で報告を終わります。

○射場議長 以上で、諸般の報告は終わりました。これより、日程に入りますが、この際、お諮りいたします。

諸般の報告にもありましたとおり、伊場勇議員、杉本保喜議員、山田伸幸議員が本組合議会議員に新たに選出されましたので自己紹介を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○射場議長 御異議なしと認めます。よって、議員の自己紹介のために暫時休憩いたします。

—————午前10時02分休憩—————

—————午前10時03分再開—————

○射場議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 議席の指定

○射場議長 日程第1、議席の指定を行います。各議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 副議長の選挙

○射場議長 次に、日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、

指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○射場議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りをいたします。指名の方法は、議長において、指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○射場議長 御異議なしと認めます。よって、議長において、指名することに決しました。副議長に杉本保喜議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、杉本保喜議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○射場議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました杉本保喜議員が副議長に当選をされました。御本人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知をいたします。杉本保喜議員、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

〔杉本保喜議員 登壇〕

○杉本議員 おはようございます。ただいま副議長の指名をいただきました。謹んでお受けいたします。私は消防の組織の中に入るのは初めてですが、しっかり勉強をして議長を助けていきたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

○射場議長 以上で、挨拶は終わりました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○射場議長 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、志賀光法議員、杉本保喜議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○射場議長 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日14日の1日のみといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○射場議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

日程第5 一般質問

○射場議長 次に、日程第5、一般質問を行います。

通告順により、質問を許します。まず、順位第1番、鴻池博之議員の質問席への移動、発言を許します。鴻池議員。

○鴻池議員 皆さん、おはようございます。宇部市議会の鴻池でございます。消防議会において

は、初めての質問となりますが、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。宇部市及び山陽小野田市は、市街地や石油コンビナート地帯が一体化し、都市形態も類似しており、住民にとって消防広域化のメリットが十分期待できることから平成23年11月30日に宇部・山陽小野田消防組合を設置し、平成24年4月1日から消防業務の共同処理を開始されました。また、広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、宇部市・山陽小野田市広域消防運営計画を策定され、この運営計画に掲げる消防広域化の効果を早期に実現するとともに両市の実行計画等に掲げる事業を遅滞なく進めるための目標等を明らかにするため、平成24年度から平成26年度までの3カ年計画として策定された宇部・山陽小野田消防局実行計画に基づき、業務を推進されてきました。この宇部・山陽小野田消防局実行計画が、平成26年度で終了することから新たな指針として第一次宇部・山陽小野田消防組合基本計画を策定されました。この計画は、基本構想と実行計画で構成され、基本構想では平成27年度から平成35年度までの9年間の消防組合の施策を体系的に定め、実行計画でその効果を、前期は平成27年度から平成29年度を、中期は平成30年度から平成32年度を、後期は平成33年度から平成35年度の3年ごとに検証し、毎年手直しをされるとのことで現在は前期実行計画の最終年度となっています。そこで、今年度から宇部・山陽小野田消防組合中期実行計画を策定するにあたり、本年度が最終年度となる宇部・山陽小野田消防組合前期実行計画における諸課題、特に市民の生命、財産を守るという観点から各種災害に迅速、的確に対応できる消防力を整備し、住民の安心、安全な暮らしを支える消防活動体制の確立の中の2点についてお尋ねします。

第1点目は、火災防御体制の充実強化についてです。前期実行計画では、宇部中央消防署、小野田消防署に配置している現場指揮隊の効果的な運用と複雑多様化する災害現場での部隊統括等を適切に行う体制の充実強化を図るとあり、目標として指揮隊の活動マニュアルの見直しをあげておられましたが、この進捗状況については、どのようになっているのかお尋ねいたします。

次に第2点目、救急救助体制の充実強化・高度化推進についてです。実行計画では、超高齢化社会に即応する業務体制、質の高い救急サービスを提供できる人材の育成、また、大規模化する災害を想定した救急救助体制の構築、活動体制の高度化推進を図るとあります。これについては、平成29年度までに指導救命士の養成を2名、また、救急救命士の処置拡大2項目の研修受講人数の目標を40人とされていますが、この進捗状況についてお尋ねいたします。以上で質問を終わります。

○射場議長 久保田管理者。

○久保田管理者 鴻池議員の質問にお答えする前に一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日、ここに平成29年11月第2回宇部・山陽小野田消防組合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはそれぞれ大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。先ほど自己紹介をいただきましたが、山陽小野田市議会議員の皆様におかれましては消防組合議員に御就任いただきまして誠にありがとうございます。さらに、杉本保喜議員におかれましては、副議長に御就任されまして心からお祝い申し上げます。どうぞ

皆様よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、鴻池議員の質問にお答えさせていただきます。御質問の宇部・山陽小野田消防組合前期実行計画における諸課題について、第1点目、火災防御体制の充実強化についての御質問です。本消防組合の前期実行計画の主要事務事業である火災防御体制の充実強化の目標として指揮隊活動マニュアルの見直しを掲げています。これは、複雑多様化する災害現場において隊員を安全かつ適切に活動させて被害の軽減を目的として活動要領を見直すものです。この事業の進捗状況ですが、現在、実動する消防署と内容を調整中で平成29年度中に見直しを完了させ、平成30年度からこのマニュアルにより強化された体制で隊を運用し、住民の安心、安全な暮らしを支えていきます。また、中期実行計画では、各種災害に迅速、的確に対応できる消防力を整備し、更なる火災防御体制の充実強化に取り組んでいきます。

第2点目、救急救助業務の充実強化・高度化推進についてです。本消防組合の前期実行計画の主要事務事業である救急救助業務の充実強化・高度化推進の目標として指導救命士及び処置拡大2項目修了救命士の養成を掲げています。指導救命士については、救急業務の高度化推進及び技術の向上を図るためにメディカルコントロールを担う医師との連携のもと、救急業務全般を教育指導する指導救命士を平成27年度に1人、平成29年度に1人、合計2人を養成して目標を達成しています。処置拡大2項目の修了救命士については、平成26年に救急救命士の行う救命処置範囲が拡大され、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、また、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の2つの処置が追加されたもので、平成29年度中に40人を養成することを目標としていました。これについては、平成28年度末にすでに達成し、現在、処置拡大2項目修了救命士は43人となっています。中期実行計画では、超高齢社会に即応する業務体制や、質の高い救急サービスを提供できるように引き続いて、人材の育成や資機材の整備を計画的に進めて救命率の向上を目指します。以上で私の壇上での答弁を終わります。

○鴻池議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、要望及び再質問をさせていただきます。まず、第1点目の火災防御体制の充実強化についてですが、平成29年度末までに指揮隊活動マニュアルの見直しを完了させ、平成30年度から運用していくが、現在は、まだ調整中とのこととあります。これについては、隊員の安全はもとより、市民の安心、安全な暮らしを支えていくため、しっかりと議論を重ねていただき、最良のマニュアルにさせていただきたいと思ひます。

次に、第2点目の救急救助業務の充実強化・高度化推進についてです。御答弁の中では、前期実行計画の目標として掲げられておられた指導救命士の2名の養成については、平成27年度に1名、平成29年度に1名を養成され、目標を達成されたとのこととあります。せっかく救急業務全般を教育指導できる指導救命士を最大限、活かせるためのマニュアルと言ひますか、要領などの整備はされているのかお尋ねします。

○山本消防長 指導救命士の業務を明確にするために救急業務全体のレベルアップを図るため平成29年4月に消防組合における指導救命士の運用につきまして指導救命士運用要綱を制定し

たしました。その中の主な業務内容としては救急救命士を初めとする救急隊員への指導、事後検証における一次検証の実施、地域メディカルコントロール協議会との連携に係る業務などとなっております。以上でございます。

○**鴻池議員** ありがとうございます。次に、救急救命士の処置拡大2項目の研修受講者40名の目標について、御答弁では処置拡大2項目修了救命士43名で、これも平成28年度中に目標を達成したとありました。前期実行計画では、研修の受講目標が40名になっていたと思いますが、これは研修を受講することで研修修了となって業務で処置ができるということでしょうか。

○**山本消防長** 処置拡大2項目の資格につきましては、平成26年4月1日に救急救命士の施行規則が改正されて入ってきました。今まで、救急救命士であった職員につきましては、新たにこの資格を利用するためには、救済措置として県のメディカルコントロール協議会及び地域のメディカルコントロール協議会が主催する4日間、24時間の追加講習を受講すれば、この処置ができるということです。この講習は、講義が10時間、実技が14時間で、それぞれの効果測定に合格して初めて資格が付与されるというもので、この43名の救急救命士は、講習を受講して効果測定に合格したということでございます。なお、新規に救急救命士に合格した者につきましては、平成28年の3月の国家試験に合格した者からは、すでに処置拡大2項目のカリキュラムを受講して国家試験を受験するという手順になっておりますので、今からの救急救命士は処置拡大2項目の資格を持って業務ができるということになっております。以上でございます。

○**鴻池議員** もう一回、確認ですけれど研修を受講して新たに救急救命士になられた方は、処置拡大2項目の資格はあるということでしょうか。

○**山本消防長** 平成28年3月の国家試験に合格して救急救命士となった者からは処置拡大2項目の資格は付与されるというものでございます。以上でございます。

○**鴻池議員** 平成28年度から、救急救命士になられた方からはということでしょうか。以前から救急救命士の資格を持たれていて、まだ、処置拡大2項目の研修を受講されていない方が何名いるかということと、今後、その救急救命士の方も研修を受講されると思いますが、そこのお考えをお尋ねいたします。

○**山本消防長** 処置拡大2項目未修了の救急救命士の人数は、実際に救急活動に従事している者については7名、先ほどいろいろ御説明をしましたが、処置拡大2項目の追加講習については、研修の機会も少なくなっているというのも一つですが、現在、この未修了の7名については年齢層が50歳以上となっております。救急救命士の資格の大きなものとして、気管挿管、薬剤投与、処置拡大2項目の3つとなっております。この7名の処置のできる資格ですが、気管挿管、薬剤投与です。救急隊は3名で活動をしますので3名のチームで3つの資格を運用して現場活動ができると思っています。この7名については、救急救命士の資格を生かしながら、119番受報時の口頭指導、救急業務の企画立案、救急訓練指導、幹部職員への登用等、消防組織全体で考えていくということも視野に入れているという状況でございます。以上ござい

ます。

○**鴻池議員** ありがとうございます。少ない人数の中でいろいろとやりくりをされるというお考えがあるということで、そのあたりよろしくお願ひします。先日の宇部日報に11月8日、9日に実施された警防技術錬成会のこと掲載されておりました。私は行政視察のために残念ながら出席できませんでした。しかし、10月4日に小野田消防署で実施された救急技術錬成会には参加をさせていただきました。常日ごろからしっかり訓練をされているという姿を拝見して大変感心をしました。第一次宇部・山陽小野田消防組合基本計画の基本構想の中にもありますが、消防を取り巻く社会情勢の急激な変化や住民ニーズの多様化等、柔軟に対応できるように日々、訓練をされているにもかかわらず、本消防組合の職員数は国が示した消防力の整備指針の職員数の67.2%の充足率ということで、要員不足のため業務負担は増加し続けているものと思われまふ。どこの職場でも同様ではあります、例えばベテラン職員が退職をして、新たな職員が入ってきても数カ月の研修があります。その間は当然、要員不足となります。しかし、そのような要員不足の中でも事故や災害は待ってくれません。消防業務の目的としては住民の大切な生命、財産を守ることです。この目的を達成するため業務実態にあった要員の配置が必要ではないかと思ひます。このことを最後に要望して私の質問を終わります。

○**射場議長** 以上で鴻池博之議員の質問は終わりました。

次に、順位第2番、早野敦議員の質問席への移動、発言を許します。早野敦議員。

○**早野議員** このたび、組合議員に就任しました宇部市議会の早野敦でございます。どうぞよろしくお願ひします。通告に従い一般質問をいたします。何分不慣れですが、よろしくお願ひいたします。

質問の1として救急活動における広報についてお伺ひします。(1)として救急救命士が行う救急車内での処置について、(2)として狭路における救急活動についてです。

まず、(1)の救急救命士が行う救急車内での処置についてですが、管内の救急件数は、年間約1万件で1日当たり27件程度の出動があります。救急活動は、まさしく住民の命にかかわる大切な業務であります。救急隊員の方は、昼夜を問わず市民のため懸命に活動されておられます。しかし、患者を救急車へ収容してから病院へ出発するまでの間、救急隊員は必要な処置をとるため時間をかけて患者について、さまざまな確認を行っておられます。実は、住民はこの確認作業が長いと感じているようです。この確認作業が大切であり、その内容が市民に知らされていません。なぜ時間がかかるのか、早く病院に出发してほしいと感じているように思ひます。

したがって、消防に対する理解を深めてもらひ、救急車の適正利用等呼びかけるためにもこのような住民が長いと感じていること等、住民が不安に感じていることに対して特に救急活動について、積極的に広報する必要があると考えます。このように住民の理解を得るためにも救急車内での活動内容及びこれに対する広報の現状とこれからの取り組みについて伺ひます。

次に、(2)ですが、狭路が多い地区で生活する住民は、道路が狭いので救急車が通行できないことを知っております。救急車が到着する時間が他の地区と比較して遅いと考へており、大変不安に感じっております。私は厚南に住んでおりますが、宇部駅の裏あたりの住民の方からもそ

ういう不安な声を聞いたことがありますので申し添えます。この対策と対象地区の住民に対する広報が十分実施されているか、また、対象住民の不安がどの程度解消されているのか伺います。よろしくお願ひします。

○射場議長 久保田管理者

○久保田管理者 早野議員の御質問にお答えいたします。御質問、救急活動における広報について、第1点目、救急救命士の行う救急車内での処置についてのお尋ねです。救急車内で行う処置については、山口県が策定をしている「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」によって実施しています。すなわち、病状に応じて、血圧や体温、心電図を確認して必要であれば、静脈路の確保や薬剤の投与などを行います。そして、病状に合わせた医療機関を選定し、搬送先が決定してから病院へ向かうこととなります。その所要時間は、全国的に長くなる傾向にありますが、これは、救急救命士が行う観察や処置が高度化をして早期の処置が救命及び後遺障害の軽減につながることから、初期の段階において、観察などを十分に行っているからとされています。このような、救急車内の活動を広く住民に知っていただくことは、救急活動にとって重要と考えますので、今後、効果的な広報について検討し、速やかに実施します。また、救急訓練や救急講習についても、ホームページ等を活用して、広報の強化を図ります。御指摘をされた救急車の出発までの時間が長いという住民の不安に対して説明や広報をしていく必要があると考えておりますので、速やかに取り組んでいきたいと考えています。

第2点目の狭路における救急活動についてのお尋ねです。道路幅の狭い狭隘地域の救急事案については、円滑に活動できる体制を整えています。この地域で救急事案が発生した場合、現場付近で救急車を停車させます。そして、先に救急隊長が現場に赴き、傷病者の観察を実施します。また、傷病者を救急車へ収容する時間を短縮するために、ポンプ隊3人を出場させてマンパワーの増強をしています。今後、救急講習や防災訓練などを実施する際に、このような活動についても説明をする。あるいは、少しデモンストレーションのようなことも見せる必要があるのかもしれないと考えておりますが、いずれにしても御指摘されたように不安を持っておられる住民、狭隘地域の多い管内には、そのような対応が必要だと思っております。住民の不安を解消するとともに、救急車の停車による交通障害についても、住民の御理解と場合によっては御協力が必要となりますので、そういった取り組みを強化していきたいと考えています。以上で私の壇上での答弁を終わります。

○早野議員 御回答ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。まず、(1)の回答の中で、全国的に病院収容までの所要時間が長くなる傾向にあると御回答がりましたが、具体的な所要時間について伺います。

○山本消防長 現場到着から病院収容までの全国の平均所要時間について消防庁の統計によりますと平成7年からの5年ごとの統計で、平成7年は18.2分、平成12年は20.8分、平成17年は24.6分、平成22年は29.3分、平成27年が30.8分となっています。当消防組合におきましては、平成24年に広域化しまして統計上のシステムの関係等で、平成25年の統計データとなっています。現場到着から病院収容までの平均所要時間ですが、平成

25年には29.0分です。平成27年については30.9分となっていて、消防庁の統計と一致するところはありませんが、平成27年は全国平均と比べましてほぼ同じぐらいの所要時間となっています。以上でございます。

○早野議員 ありがとうございます。数字で表すと今の状況が非常によく分かります。管轄の広い自治体もあれば、狭い自治体もありますが、全国平均が何分だと言われれば、大体、一つの指針になると理解しました。ところが、これに関しては速いに越したことはないと思いますので、ぜひ時間を記録していたら、そのあたりの傾向を検証して少しずつでも速くなるように要望したいと思います。よろしくお願いします。

再質問を続けさせていただきます。広報について定期的な住民への説明会について、私たちは職員の実施する鍊成会を見させていただいて、消防士さん、救急救命士さんは、すごく頑張っていて大変だと思っていますが、そういうことを広く一般に公開することをどんどんされたほうが良いと思います。このことについて伺います。

○山本消防長 救急活動を広く住民の皆様にご覧いただくために9月9日の救急の日を中心として救急週間のイベントの中で宇部市及び山陽小野田市の大型ショッピングセンターと協賛しまして救急隊が到着してからの観察及び処置、それから搬送するまでの訓練を一般の方にも見られているというのが現状です。しかし、定期的な市民の皆様への説明会等については、特段実施していないというのが現状ですので、今後は効果的な広報についても検討していかなければならないと思っています。以上でございます。

○早野議員 ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いします。

引き続きまして、(2)についてですが、道路が狭い地域の救急事案発生時の対応については、御答弁をいただいたとおりに思います。その対象地域に赴いて実際に歩いてみてどの程度距離があるとか時間がかかるという現場調査を実施しているか伺います。

○山本消防長 当消防組合では、いろんな地形、地勢及び交通の状況の調査については、救急車の場合ですが救急業務規程というのがあり、その中で調査すると規定しています。それぞれ管轄の各消防署または出張所で状況調査を実施しているところです。また、それぞれの地域、その救急活動において支障が発生するのではないかなというような地域からの要望がありましたら実際に救急車両等を現地へ出向させて現地調査を実施しているという状況です。以上でございます。

○早野議員 ありがとうございます。それでは、要望ですが、道路が狭い地区の自治会の住民に対して、不安が強いということなので、ぜひとも今後も住民に対してしっかり説明をしていただきたい。少しでも住民の不安を軽減するようお願いして、私のすべての質問を終了します。

○久保田管理者 補足の説明をさせていただきます。(1)の第1点目に救急車内での活動で、できるだけ早く出発するように御要望をいただきました。これについては、最善の努力をさせていただきます。しかしながら、ぜひ御理解をいただきたいと思い、補足の説明をさせていただきます。先に鴻池議員に御答弁をさせていただきましたように、既にこの救急救命士の処置の技術の高度化が非常に進んでいます。できるだけ救急救命士が行う初期の対応が後遺障害の改善につな

がるということで、救急車内での初期の対応が鍵となります。時間で見ると30分も何をしているのか、搬送先が決まらないのではないのか、二次救急病院の受け入れがとかですね、私も住民の方から、そういう懸念を聞くことがしばしばありました。そういった意味での説明不足、そういったことを御指摘されていると聞いていますので改めて救急車内でどのようなことをやっているとか、場合によっては救急車内で処置中とかですね、そういう表示もフロントに出すとか、何かそういう見える化をして、もたもたしてるのではないのだよと皆さんに御理解をいただくことを内部でも話しておりますので、議員の方からも良い御提案があればお願いできればと思っていますが、いずれにしても救急救命士の高度化の時代において、ますます救急車内での初期対応が鍵になる重要になるということで救急車の滞在時間が長くなることに対してだらだらいるわけではないということで一定の御理解をいただくため、そこについて改めて補足説明をさせていただきました。どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

○早野議員 ありがとうございます。

○射場議長 以上で、早野敦議員の質問は終わりました。

これにて、一般質問を終結いたします。

日程第6 議案第11号について

○射場議長 次に、日程第6、議案第11号平成28年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。本件に関し、管理者からの提案理由の説明を求めます。久保田管理者。

○久保田管理者 それでは、議案の提案理由について説明いたします。

議案第11号平成28年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件について、監査委員の審査を経ましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づいて、議会の認定を求めるものです。

平成28年度は、国・地方とも厳しい財政状況の中、第一次宇部・山陽小野田消防組合基本計画に掲げる消防体制の運用強化、消防施設の充実強化、危機管理体制の連携強化を図るため、人材育成、消防車両、消防用資器材等の整備、関係機関との連携及び危機管理体制の強化を実施し宇部市と山陽小野田市の負担抑制に配慮しつつ、消防業務の計画的かつ効果的な遂行に取り組んでまいりました。平成28年度の決算における歳入決算額は、30億7,696万7,899円、歳出決算額は、30億5,793万7,169円となり、差引1,903万730円の剰余金が生じました。この剰余金の処分につきましては、今後の補正において、構成市の分担金で精算することになります。

詳細につきましては、山本消防長に説明をさせますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○射場議長 山本消防長。

○山本消防長 それではお手元に配布しております一般会計歳入歳出決算書・一般会計歳入歳出決算附属書の16ページをお開きください。

歳出から説明いたします。議会費は、支出済額26万8,696円で、主なものは議員報酬となっております。次に総務費は支出済額1,254万3,742円で主なものは17ページに記載のとおり、負担金補助及び交付金で総務管理費は出納事務負担金、監査委員費は、監査事務負担金となっております。次に消防費は、19ページに記載のとおり、支出済額29億1,995万4,901円で、このうち常備消防費が27億3,410万8,046円、消防施設費が23ページに記載のとおり、1億8,584万6,855円となっております。常備消防費の主なものは、19ページに記載のとおり給料、職員手当等、共済費でいわゆる人件費の合計が25億6,284万635円で、消防費決算額の87.8%を占めております。消防施設費の主なものは、23ページに記載のとおり、委託料で小野田消防署に配備しております、はしご車の機械等保守点検委託料、備品購入費のうち事業用器具費として、防火衣、潜水等器具、消防用ホースの購入費、特殊車両として水槽付消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車2台、高規格救急自動車1台の購入費となっております。次に公債費は、1億2,516万9,830円で、23ページに記載のとおり組合債元金償還金と長期債利子でございます。予備費については、23ページに記載のとおり交際費と需用費へ充用しております。

続きまして、歳入について説明いたします。12ページをお開きください。分担金及び負担金は、収入済額28億9,126万1,853円で、13ページに記載のとおり分担金は、構成市からの分担金及び特別分担金で、負担金は、山口県へ派遣しております職員3人分の職員派遣給与費負担金でございます。次に、使用料及び手数料は、収入済額2,914万1,750円で、主なものは、13ページに記載のとおり、危険物関係手数料となっております。次に、県支出金は、収入済額6,497万2,000円で、これは、消防用車両等整備事業に係る石油貯蔵施設立地対策事業費補助金でございます。次に繰越金は、収入済額1,958万3,439円でこれは平成27年度の歳計剰余繰越金でございます。次に、諸収入は、収入済額790万8,857円で、主なものは、15ページに記載のとおり、消防広域応援交付金、高速道路救急支弁金収入となっております。次に、組合債は、収入済額6,410万円で、これは、消防用車両等整備事業に係る消防施設整備事業債でございます。

また、27ページに実質収支に関する調書、28ページからは、財産に関する調書がありますので、詳細につきましては、御参照いただきたいと思います。説明は、以上でございます。

○射場議長 以上で、管理者の提案理由の説明は、終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から決算審査意見の報告を求めます。今川監査委員。

○今川監査委員 それでは、平成28年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算に係る審査について御説明いたします。お手元の審査意見書の1ページをお開きください。まず、審査の結果であります。地方自治法第233条第2項により審査に付された平成28年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について関係帳簿、証拠書類等により、照合調査を行い、係数の正確性、予算の執行状況等について審査した結果、決算書等については関係法令に準拠して作成され、この係数は正確であり、予算の執行についても適正に行われていることが認められます。次に、

第5の審査意見についてであります。総括では、決算収支状況について述べるとともに歳入歳出それぞれの構成等について示しています。また、意見としては今後とも適切な事業計画のもと国、県等の補助制度の活用など財源の確保に努めるとともに、より一層の経費の削減に努めることにより、引き続き健全な財政運営を図られるよう要望を述べているところであります。以上、簡単ではございますが決算審査に係る説明を終わります。

○**射場議長** 以上で、監査委員の決算審査意見の報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。志賀議員。

○**志賀議員** おはようございます。宇部市議会の志賀でございます。若干質疑をさせていただきます。まず、監査意見の中で2ページにある歳出の部分、1番上が歳入、2番目が歳出、下から4行目の予算に対する未執行額は1,356万3,000円、また、不用額の主なものは消防費の職員手当等、また、その下に時間外手当等と書いてあります。昨年度も指摘があったと思いますが昨年度に比べれば約半減しておりますが、これについて詳細に質疑をさせていただきたいと思っております。山本消防長からは歳出の部分で消防費の説明がありまして、不用額が985万4,000円でこのほとんどが消防費でございます。また、その説明の中では消防費の人件費が87.8%ということで人件費が多くを占めておりますが、この監査意見の中には歳出の中の3行目で人件費は4.1%増加しているということで、非常にその他の部分の不用額、未執行額が多いというふうに認識をさせていただきました。そこで、まず、1点お伺いしますが決算附属書19ページの3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、3節の職員手当等の先ほど指摘いたしました時間外勤務手当、平成28年度決算においては3,333万5,458円、予算では3,873万2,000円と500万円ほど不用額が出ております。また、その下の休日勤務手当1,028万1,436円、これについての予算についても1億581万2,000円、いずれも約500万円程度の不用額が出ておりますが、それに対して成果報告書の4ページについては、ウの部分で応急手当の普及啓発で、若干、普通救命講習Ⅱは平成27年度に比べて減少しておりますが、他の部分については伸びております。おそらくこういう啓発活動については時間外手当になると思っておりますが、啓発活動が伸びているにもかかわらず、この時間外勤務手当、休日勤務手当が減っている要因について説明をお願いします。

○**内田総務課長** ただいまの志賀議員の御質問について回答させていただきます。まず、職員手当の不用額についてですが、比較的大きな災害が発生しますと隊員が大勢、災害出動いたします。これに関わる一件の出動手当または時間外勤務手当などの職員手当が、約300万円から500万円程度必要となります。災害については、いつ発生するかわかりませんので補正で減額することは適切ではないというふうに判断いたしまして、これを不用額としたものでございます。ですので、先ほど言われたとおり、講習等の回数、受講者は変更ございませんので、ほとんどが災害に対応するための不用額と考えていただいて結構だと思います。以上です。

○**志賀議員** はい、わかりました。災害は、予知できないということで災害対応に万全の対応を取っていただかないといけませんので、また説明の中で、これは補正予算ではなく不用額としたとよく理解をさせていただきました。これからも応急手当の普及活動あるいは市民の安心、

安全のために尽力いただきますようお願いいたします。それからもう1点、未執行額の中で23ページ、2目消防施設費、18節備品購入費、先ほど山本消防長からの事業用器具費についての内容は、防火衣、ホース等と説明がありましたが、これについても平成28年度予算では739万1,000円ですが、執行額は689万5,044円となっております。これもかなりの未執行額が出ておりますが、もう一度この内容について、そして未執行額が出た要因について説明をお願いします。

○内田総務課長 ただいまの志賀議員の御質問にお答えします。平成28年度の事業用器具費として、まず消防用ホースを購入しております。金額が237万1,680円でございます。続いて潜水器具については61万9,165円ほど支出をしております。防火服につきましては366万9,840円、そして安全マットが23万4,360円という内訳となっております。これを購入する際に入札または見積もり合わせで購入するわけですけれども予算額との差は、その入札減ということで御認識をいただきたいと思っております。以上です。

○志賀議員 はい、入札減ということで議員としては大変、歓迎するものでございます。それで、これは質問しませんけれども、たくさん安全装備品に対する法定耐用年数等があると思っております。それを超えているものはないと思っておりますが、救急あるいは防災消防業務においては非常に命に関わる問題ですので、この安全装備品については、適正な購入計画を立ててぜひ署員が安全に安心して活動できるような体制を取っていただきたいと思っております。他に指摘するところはありますが、やはり、今後、一層の経費節減に努められて健全な財政運営をされて市民の安心、安全に寄与していただきますようお願いをして質疑を終わります。以上です。

○射場議長 ほかにございませんか。山田議員。

○山田議員 このたび、初めて参りましたので、中身でよくわからないところがありますので伺いたします。歳入の中で消防組合費分担金というのがありまして、その中に特別分担金が宇部市特別分担金と山陽小野田市特別分担金があり、その金額がそう変わらないようになっておりますが、これはどういった内容で、そして、この分担割合はどのように決められているのかお答えいただきたいと思っております。

○内田総務課長 ただいまの山田議員の御質問にお答えいたします。まず、消防の広域化について平成23年11月に宇部・山陽小野田消防組合が設立され、平成24年の4月から運用を開始いたしました。その際に消防組規約を制定しております。その中で負担金の割合というところがございまして組合事務への支援等で、当然、経費がかかりますので、そのあたりの約束をしたところでございます。まず、一般的な経費で職員給与等にかかわる経費につきましては構成市の基準財政需要額の割合で算出します。特別分担金というのが、例えば消防車両、消防庁舎等の購入または建設する場合はそこに所在する構成市が負担するというふうにこの規約で制定をされまして、あとは、おのおのその時に協議をして負担の割合を決めますということで規約に制定がございまして、これに基づいて算出をしたものでございます。以上です。

○山田議員 はい。

○射場議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○射場議長 ないようであります。これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○射場議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第11号は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○射場議長 起立全員であります。よって、議案第11号は認定することに決しました。

日程第7 議案第12号について

○射場議長 次に、日程第7、議案第12号平成29年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。久保田管理者。

○久保田管理者 それでは、説明をさせていただきます。

議案第12号平成29年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算第2回です。一般会計補正予算書の1ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,668万3,000円とするものです。

歳出については、消防費を補正し、歳入については、分担金及び負担金を補正するものです。詳細につきましては、山本消防長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○射場議長 山本消防長。

○山本消防長 それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。一般会計補正予算書の8ページをお開きください。3款消防費、消防施設費、備品購入費を453万6,000円増額するもので、これは、平成29年7月九州北部豪雨災害への緊急消防援助隊派遣で使用了災害用エアテントが派遣終了後の点検時に破損し、専門業者に修繕依頼しましたが、修繕は不可能で、かつ、緊急を要する物品であるため、これと同等のものを更新するものです。

続いて、歳入について、説明いたします。6ページにお戻りください。1款分担金及び負担金を、453万6,000円を増額するもので、7ページに記載のとおり、消防組合費宇部市特別分担金を301万2,000円、消防組合費山陽小野田市特別分担金を152万4,000円、それぞれ増額するものです。説明は、以上でございます。

○射場議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。山田議員。

○山田議員 質問をいたします。今、説明のありましたエアテントについて、所有数をお聞かせください。

○末永警防課長 現在のエアテントの所有ですが、同様の大型のエアテントにつきましては破損

したものを含めて2つとなります。

○山田議員 はい。

○射場議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○射場議長 ないようであります。これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○射場議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第12号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○射場議長 起立全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○射場議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成29年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を閉会いたします。

—————午前11時11分閉会—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年11月14日

議 長 射 場 博 義

署 名 議 員 志 賀 光 法

署 名 議 員 杉 本 保 喜

